

令和7年度福岡県行政書士会くるめ支部定時総会議事録

開催日時：令和7年5月11日（日） 午後2時00分～午後4時20分

開催場所：ホテルニュープラザ（久留米市六ツ門町16-1）

出席者：出席44名 委任状51名 合計95名（構成員数143名）

出席状況の報告が行われ、支規規則第22条に定める定足数を満たしており、本総会が有効に成立する旨の宣言が為された。

まず、堺太一郎支部長より挨拶が行われた。次に、福岡県議会議員自由民主党福岡県支部連合会会長の原口剣生様、福岡県議会議員の江口善明様、福岡県議会議員の井上寛様からの祝電を紹介した。

次に、議長選任の方法につき、議場に諮ったところ「執行部一任」との声があり、執行部案として石橋和明会員を指名して議場に諮り、満場一致で選出された。なお、石橋和明議長の補佐として太田隆会員を指名してともに壇上に登壇した。次に、議長により大内田治男会員、佐々木翔汰会員の2名が議事録署名人として指名され、両名共に承諾した。

議事

まず、堺支部長より令和7年度県会定時総会代議員・政治連盟定期大会代議員・協同組合通常総代会総代選出の件で報告がなされた。

次に、別紙議案書に従い、各号議案順次議事を進行した。

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度収支決算報告承認の件・監査報告承認の件

まず、議案審議に先立って、議長より、本総会の議案の採決の方法について、くるめ支部総会運営規則第11条第2項「表決は、議題についての異議の有無を議場に諮り、異議がないと認めるときは可決の旨を宣告する。又異議ある旨の発言があるときは、挙手又は起立により採決を行う」ことが述べられた。

そして、両議案は関連するため一括して審議された。

執行部による提案内容の説明及び監事による監査報告の後、質疑に入り、議場から下記の意見及び質問が出され、執行部答弁の後、議長がくるめ支部総会運営規則11条第2項に基づき、各議案について議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

○事前質問①（山倉克也会員）

強制加入団体である単位本会の支部として、近隣自治体の首長選挙に対してどのようなスタンス・距離感で臨むかということについて。

→理事会の議事録をみると、候補者本人や後援会事務局からの推薦依頼がきた場合は推薦をするように決定されている。これまでもくるめ支部から推薦をだしてきたという経緯がある。

県政治連盟の規則では各支部に政治連盟をおくと記載されているところ、支部内での政治連盟の動きはない。県の政治連盟とも協議をして、今後進めていく。

○事前質問②（宮崎信幸会員）

ご遺族のための手続きガイドへの広告掲載の効果測定について。

→広告が掲載されているおくやみハンドブックは久留米市役所市民課において市民がお亡くなりになられ、葬儀会社が死亡届を提出する際に配布され、ご遺族に渡されていたり、税務課、長寿介護支援課で配布されている。市民だけではなく、行政の職員もこの掲載内容を見ることで、行政書士が相続を扱っている資格であることは認知されているし、そのお声も届いている。何をもって効果があるかとらえるかについての考え方は様々あるが、効果測定の方法は理事会で議論する。

○事前質問③（高橋賢二会員）

昨年度の収支が大幅な赤字となっており、定期預金の約半分が取り崩されている（議案書 11 頁および 12 頁参照）。財政政策上、昨年度は、支出を抑えるべきではなかったか。とりわけ、①新年会②HP リニューアル③行政書士コンクールの支出が妥当であったかについて。

→前回の定時総会の議事録によると、2 つある定期預金のうち、1 つは普通預金に移行し、残りの定期預金は、規則検討委員会での検討状況をみて判断するとある。総会にて承認いただいた通り、1 つは普通預金に移行し、予算の範囲内にて実行させていただいた。

→新年会について（井村副支部長）

令和 6 年度親睦行事は新年会のみ行った。支部内 38 名、支部外 3 名の参加で支部会員については 3,000 円、支部外の会員については 10,000 円の会費をいただいている。

→HP リニューアルについて（廣沢理事）

より簡単な方法での更新が可能になったこと、セキュリティの安全性および多くの市民および企業の皆様から閲覧いただけるような HP になっている。また、行政書士活動を積極的に掲載していく。

→行政書士コンクールについて（穴井理事）

久留米市から後援をいただき、行政書士 4 名にテーマ遺言・相続に関するプレゼンを行っていただき、50 名の市民の方に採点を行ってもらった。その目的は行政書士業務の市民の皆様からの認知度アップおよび行政書士のプレゼン力アップにある。

→各行事の支出に関しては会員からの実費負担の増額や協賛金を募っての開催であったり、参加者からの参加費の徴収なども考慮しながら、本年度の事業計画を実施していきたい。

●第 3 号議案 令和 7 年度事業計画案承認の件

●第 4 号議案 令和 7 年度収支予算案承認の件

両議案は関連するため一括して審議された。

執行部による提案内容の説明の後質疑に入り、議場から下記の意見及び質問が出され、執行部答弁の後、議長がくるめ支部総会運営規則 11 条第 2 項に基づき、各議案について議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。



(湖中)

○事前質問④ (高橋賢二会員)

(理事委員の会談)

昨年度に続き、本年度も赤字予算が組まれている(議案書17頁参照)。赤字傾向が続けば、会費の値上げをしない限り、数年のうちに支部の財政は維持できなくなるのではないかと、今回の予算は、将来の会費値上げを想定したものか確認したい。

→現段階において、会費値上げは考えていない。昨今の物価高騰や人件費高騰の状況もあるため、理事会が会費をあげると判断した場合は、それを議案として上程するかどうかも含めて丁寧に議論をすすめていく。

→(再質問)(高橋賢二会員)

会費の値上げにつながるような、予算執行は控えていただきたい。

→事業を行えば行うほど支出は増える。それが最終的に会員の皆様の事業に役にたつて売上につながるようであれば事業を行うことは必要なことであると考えます。ただ現段階では会費の値上げは考えていない。

○事前質問⑤ (宮崎信幸会員)

(会員委員の金基)

予算(案)の雑収入の欄に、「HP バナー広告」の記載があるが、支部会員以外の企業等からの広告収入があれば、今後、支部に所得税や消費税等の納税義務発生の可能性が出てくるのではないかと。

→監査を担当の税理士兼業の先生に確認しているが、福岡県行政書士会には確認をとっていない。

→支部会員以外の企業から広告収入をいれるとなると、消費税の納税義務が発生することとなり、支部会委員への手当についても源泉徴収しなければならなくなるので、丁寧な確認をしてから実施していただきたい。

●第5号議案 役員選任の件

○事前質問⑥ (武田慎也会員)

○事前質問⑦ (宮崎信幸会員)

処分を受けた会員を理事にあげられた理由および役員選任の基準についてお伺いしたい。

→戒告を受けた会員が、深く反省し会務に協力していきたいということであったので支部長の判断で支部規則第11条2(2)および役員選任規則第31条に基づき選任した。ご本人が総会前の理事会にて、今回は理事就任を辞退したいとの申出があった。そのため差し替えた第5号議案にて役員の承認をお願いしたい。

→執行部の説明の後、人事案件のため直ちに議案について、議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

●第6号議案 福岡県行政書士会くるめ支部規則の一部改正の件

【改正後】 この規則は、令和7年5月11日から施行。

第4章 総会



(中略)

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関する事。
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事。
- (3) 規則の制定及び変更に関する事。
- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) 選挙管理委員及び基金管理委員の選任及び解任に関する事。
- (6) 社会貢献助成基金の組入れに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総会及び理事会において、総会の決議を要するものとして決議した事項に関する事。

(中略)

第6章 委員会

(中略)

(基金管理委員会)

第35条2

本支部は、第42条の2に定める基金を管理するため、基金管理委員会を常置する。

第7章の2 基金

(社会貢献助成基金)

第42条の2

本支部は、社会貢献活動を助成するため、基金を設置する。基金の取扱いについては、別に定める社会貢献助成基金規則による。

第10章 業務手当等

(業務手当等)

第48条

本支部会員が会務に協力したときは、本支部は、本支部業務手当等規程の定めるところにより、業務手当及び交通費を支弁することができる。

事前質問⑧ (宮崎信幸会員)

業務手当等規程について

→業務手当について、理事会で決議の上で支弁できる内容となっているが、どのように業務手当等規程を変更するのかわからない状況で判断できない。

→旧規定では支出に関しては支部長に広範な裁量を与えられている。しかし改正案については支部長に広範な裁量を与えず、多くの役員が関わる理事会において決議されるためその支出の裁量を縛る方向となっている。業務手当および交通費等の取り決めを行う場合は事前に会員の皆様の意見を聞いた上で、理事会で決議する。

●第7号議案 福岡県行政書士会くるめ支部社会貢献助成基金組入れの件

【改正後】 この規則は、令和7年5月11日から施行。

福岡県行政書士会くるめ支部 社会貢献助成基金規則



(目的) この規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第42

第 1 条 この規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第42

この規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第42条の2の規定により、社会貢献活動助成のための基金（以下「基金」という。）の取扱いを定め、もって、その適正な管理運用を図ることを目的とする。

(定義) 本支部が社会貢献活動を行う場合において、実働会員の業務手当及び交

第 2 条

この規則において、社会貢献活動とは、法律専門職たる本支部会員がその職能を活かして、被災者支援等の社会的ニーズに応え、行政書士の地位と知名度の向上に資するものをいう。

(基金額)

第 3 条 基金は、金 250 万円を上限とし、専用口座にて管理する。

(取崩しの要件)

第 4 条 基金は、本支部が社会貢献活動を行う場合において、実働会員の業務手当及び交通費に充てるために取崩すものとする。

2 基金の取崩しは、一会計年度につき金 50 万円を上限とする。

(取崩しの手続)

第 5 条 基金の取崩しは、理事会の決議に基づき、支部長が基金管理委員会に申請し、同委員会がこれを承認して行う。

2 前項の申請は、取崩しの金額及び理由、その他基金管理委員会が定める事項を記載した書面による。基金管理委員会は、必要と認める場合、申請に係る説明を求めることができる。

3 基金管理委員会の承認決定は、委員全員の賛成をもって遅滞なく行う。決定にあつては、申請の必要性、相当性のほか、本支部の財政状況等を総合的に考慮しなければならない。

4 基金管理委員会が、承認又は不承認を決定したときは、直近の定時総会において、理由を付して報告しなければならない。

(組入れ)

第 6 条 決算における剰余金は、定時総会の決議に基づき、基金に組入れることができる。

(基金管理委員会)

第 7 条 基金管理委員会は、基金の管理運用に係る一切の権限を有し、適正かつ円滑にその事務を行う。

2 基金管理委員会は、5 名の委員をもって構成し、委員の互選により 1 名の委員長を置く。

3 委員は、支部長が個人会員の中から指名し、総会がこれを承認して選任する。



- 4 委員は、その任期中、役員（監事を除く）を兼ねることができない。
- 5 委員の任期は、就任後第 2 回目の定時総会終結の日までとする。
- 6 委員に欠員が生じたときは、残存委員の過半数の同意をもって補充することができる。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この規則は、本支部規則の一部であり、改廃には総会の承認を要する。

2 この規則は、令和 7 年 5 月 11 日から施行する。

→福岡県行政書士会くるめ支部は職能団体にもかかわらず、なぜ社会貢献するためにその会費を使わなければならないのか（高口裕司会員）

→行政書士法によって独占業務を与えられている行政書士として社会貢献を果たしながら行政書士の地位向上を図る。基金の取崩しは社会貢献助成基金規則第 5 条 3 項に基金管理委員会全員の賛成が必要となっておりかなり厳しい制限がかかる。

→被災者支援や行政協力を行う先に、ただボランティアで終わらず、くるめ支部会員の仕事につながるようになるのか、その効果について教示いただきたい。（上野正成会員）

→基金の使い方について、災害発生時の被災者支援やその他の行政協力（現在、成年後見制度市長申立にかかる親族関係図等作成業務など）へほぼボランティアで協力いただいている会員への手当を行う。行政協力を行うことにより、行政からの行政書士会への信頼関係も構築されており、空き家対策の無料相談員にも選出され、次の事業への参画につながっている。

執行部答弁の後採決が行われ、賛成多数（上記出席 4 4 名委任状 5 1 名合計 9 5 名中、出席者及び委任状提出者 8 0 名賛成）により可決承認された。

第 8 号議案 基金管理委員会選任の件

執行部の説明の後、人事案件のため直ちに議案について、議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

基金管理委員	生田 勝二
基金管理委員	高橋 賢二
基金管理委員	竹田 寛
基金管理委員	三角 愛
基金管理委員	山倉 克也

第 1 号報告の件

○事前質問⑨（宮崎信幸会員）

代議員の選任手続規定に反する代議員を選任しているのではないか。

→選任手続きには反していない。ご本人として役員は辞退させていただきたいが、会務にはしっかり協力したいとの申出がありました。失敗への十分な反省の下、同じ過ちがないよう



にくるめ支部としても見守っていきたい。

石橋和明議長は、全ての議案審議が滞りなく終了した旨を宣言し、太田隆議長補佐とともに降壇した。



その後、石井達哲副支部長より閉会宣言が行われ、本総会は閉会した。
上記のとおり相違ないことを認めます。

令和7年 8月 6日

議長 石橋和明

議事録署名人 太田隆

議事録署名人 佐々木 翔汰

